

熊本市障がい者自立支援協議会設置要綱

制定 平成19年 3月 1日健康福祉局長決裁
改正 平成22年 4月 1日健康福祉局長決裁
平成25年 3月25日健康福祉子ども局長決裁

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、熊本市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 市が補助する指定相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 学校・教育機関関係者
- (5) 企業・雇用機関関係者
- (6) 障がい福祉施設等の関係機関に所属する者
- (7) 障がい者関係団体に所属する者
- (8) 障がい者等及びその家族
- (9) 地域ケア等に関する学識経験者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。
- 3 協議会の委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長の選出は委員の互選によるものとする。

- 2 会長は、協議会の議長となり会務を総括する。
- 3 会長に事故あるときその他の事情により会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(部会)

第6条 協議会に必要なに応じて、分野別の部会を設けることができる。

- 2 前項に定める部会の設置及び運営その他部会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

(協議事項)

第7条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 市が補助する指定相談支援事業者の中立性及び公平性を確保するための具体的な処遇方策のあり方
- (2) 困難事例への対応のあり方
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等
- (4) 地域の社会資源の点検及び開発に関すること。
- (5) その他第1条に規定する設置目的に合致する事項

(公開)

第8条 協議会は、原則公開とする。ただし、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい保健福祉課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。